

## 第10節 水防計画

### 第1項 実施内容

### 第2項 水防非常配置

### 第1項 実施内容

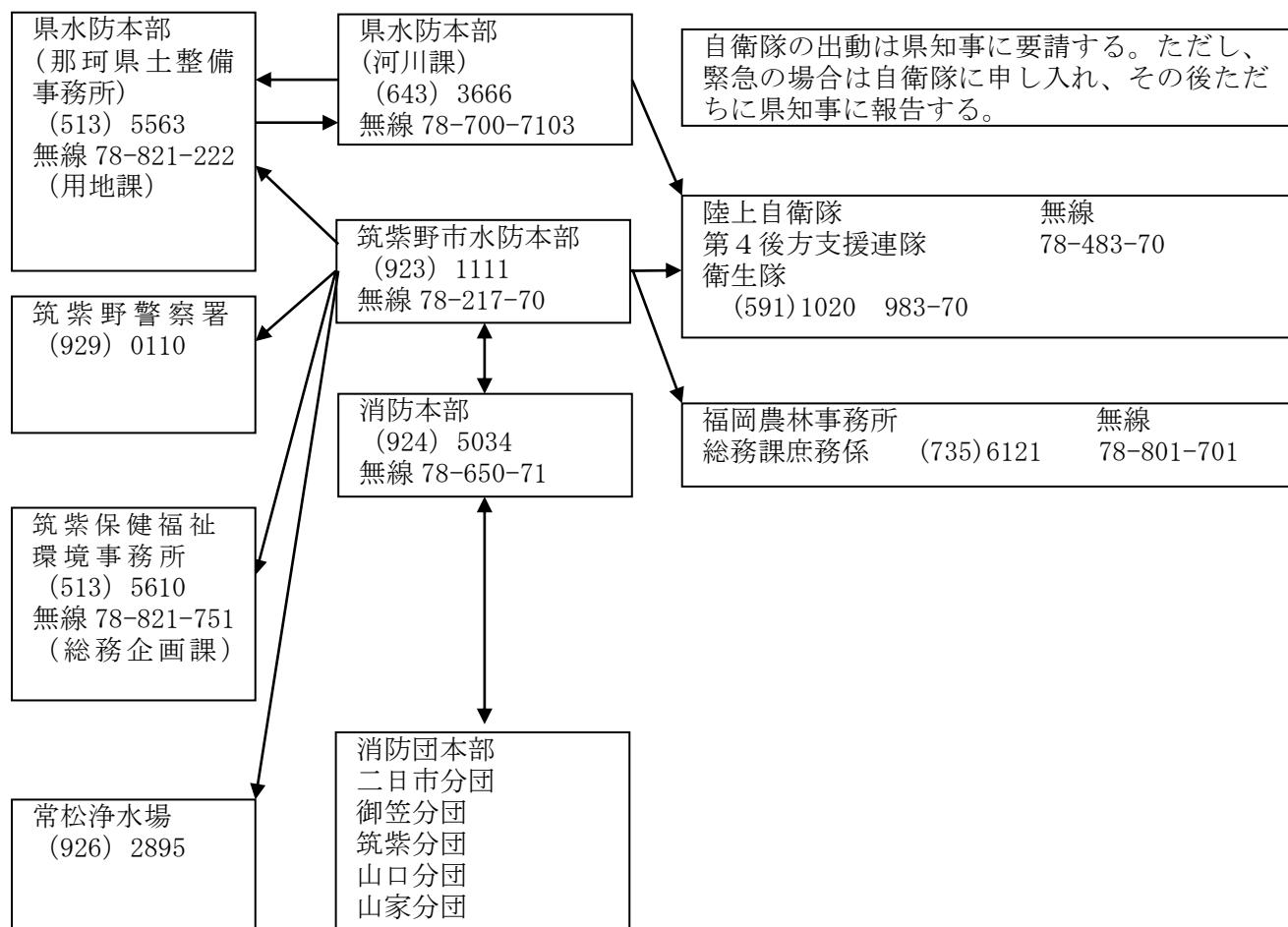
#### 1. 方針

洪水により水害が発生し、または発生するおそれがある場合は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、これを警戒し、防ぎよし、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について努めるものとする。

#### 2. 実施内容

活動内容等は「市水防計画書」の定めるところによる。

#### 3. 非常時における通信連絡系統表



#### 4. 関係機関連絡一覧表

	関係機関	電話番号	福岡県防災行政無線
1	福岡管区気象台	(725) 3601	78-981-70
2	県県土整備部河川課	(643) 3666	78-700-7103
3	那珂県土整備事務所	(513) 5563	78-821-221
4	福岡農林事務所	(735) 6121	78-801-701
5	陸上自衛隊 第4後方支援連隊	(591) 1020	
	陸上自衛隊 第3部防衛班		78-983-70
6	筑紫野警察署	(929) 0110	
7	筑紫保健福祉環境事務所	(513) 5610	78-821-751
8	筑紫野太宰府消防組合 消防本部 警防課	(924) 5034	78-650-71

#### 5. 水位、雨量の観測及び通報

出水時の水位、雨量の観測及び通報は、下記の基準に基づき各観測員から水防本部へ、水防本部は上流から下流へ、更に関係機関へ迅速、的確に連絡するものとする。

##### (1) 水位観測

水位観測員は、下記事項について明確に記録し、必要に応じ水防本部及び関係機関に報告するものとする。

##### 《水位観測員の市水防本部への報告事項》

- 1) 最高水位とその時間

##### (2) 水位の通報

水防団待機水位を越えてから指定水位に下がるまで毎時観測し、関係者に通報するものとする。

##### 《水位観測設置箇所》

	河川名	場所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	はん濫 危険水位	備考
1	山口川	萩原橋下	0.70m	1.00m	1.80m	
2	宝満川	御笠橋下	1.00m	1.30m	1.80m	
3	宝満川	下見橋下	2.30m	3.00m	3.70m	

##### (3) 雨量確認【資料編\*1 参照】

雨量の観測員は、下記の事項を明確に記録し、必要に応じ市水防本部に報告するものとする。

##### 《雨量観測員の市水防本部への報告事項》

- 1) 日雨量(午前9時から翌日午前9時まで)
- 2) 最大時間雨量(何時何分から何時何分まで)
- 3) 連続雨量(常に累計を出しておき、最終的に総雨量を明記する)

\*1 ● 資料 3.10.1 「雨量観測所一覧」

(4) 雨量の通報

雨量の通報は以下内容に従い観測し、関係者に通報するものとする。

- 1) 総雨量が 50mm になったときに通報する。  
ただし、降雨量が非常に激しくかつ後続雨量が予想されるとき、あるいは台風が接近してかなりの降雨量が予想されるときは、30mm に達したときに通報を開始する。
- 2) 総雨量が 100mm を越えてからは、毎時通報する。
- 3) 雨が止んだときは、その旨連絡する。

(5) 避難勧告、指示等の基準

避難勧告、指示等については、本章第9節第2項に準ずる。

また、注意報、警報等の基準を以下に示す。

種類		発表の基準	該当する条件
注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	平坦地 : 3時間雨量が 70mm 平坦地以外 : 1時間雨量が 60mm 土壤雨量指数基準が 98 以上になると予想される場合
警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	平坦地 : 3時間雨量が 110mm 平坦地以外 : 1時間雨量が 90mm 土壤雨量指数基準が 141 以上になると予想される場合

RT ; 降り始めからの総雨量

平成22年5月27日現在

※土壤雨量指数：降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ貯まっているかを示す指数

## 6. 水防本部員の出動

次の場合、直ちに消防団員をあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせる。

- (1) 水防警報が発せられたとき
- (2) 水位がはん濫注意水位以上に達したとき
- (3) ため池、堤防の決壊のおそれのあるとき
- (4) 山崩れのおそれのあるとき
- (5) その他本部長が必要と認めたとき

水位がはん濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなく、水防非常体制解除を命じたときは一般に周知させると同時に那珂県土整備事務所長に報告するものとする。

水防報告と水防記録は、水防体制から常に復したときに所定の様式により遅滞なく那珂県土整備事務所長に報告するものとする。

## 7. 水防信号（水防法第20条）

種類	説明		
はん濫注意水位に達した事を知らせるもの			
警戒 信号 (第一)	警鐘信号	サイレン信号	
(約5秒)(約15秒)(約5秒)(約15秒)(約5秒) ● 休止 ● 休止 ● 休止			●— 休止 ●— 休止 ●—
関係職員及び消防機関に属するものが出動すべき事を知らせるもの			
出動 信号 (第二)	●-●-● ●-●-●	(約5秒)(約6秒)(約5秒)(約6秒)(約5秒)	●— 休止 ●— 休止 ●—
市内に居住するものが水防の応援に出動すべき事を知らせるもの			
協力 信号 (第三)	●-●-●-● ●-●-●-●	(約10秒)(約5秒)(約10秒)(約5秒)(約10秒)	●— 休止 ●— 休止 ●—
必要と認める区域内の居住者に避難すべき事を知らせるもの			
避難 信号 (第四)	乱打	(約1分) (約5秒) (約1分)	●— 休止 ●—

- 1) 信号は適宜の時間継続する。
- 2) 必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用する。
- 3) 危険解消を確認したときは口頭伝達により周知させる。

## 第2項 水防非常配置

### 《基本方針》

本部長は所属職員の水防非常配置への切替を確実、迅速に行うと共に事態に即応して勤務者を適宜に交替休養させるなど、長期間にわたる非常勤務活動の円滑完璧を期すため、配備体制を3段階に分ける。

### 1. 配備体制及び指令

配備体制及び指令は「市水防計画書」の定めるところによる。